

III 掛金に関すること

Q2 産前産後休業及び育児休業期間中の掛金の取り扱いはどのようになりますか？

A2

加入員が産前産後休業及び育児休業を取得したときは、当基金の基本標準掛金のうち代行部分の掛金（免除保険料*）が事業主、加入員ともに免除されます。

当基金独自の上乗せ給付部分（基本部分のうち付加部分、DB・CB加算部分）の掛金は、産前産後休業及び育児休業期間中も休業前の報酬に基づいて納付していただきます。

なお、育児休業中に免除された掛金は年金額の計算の対象となり、加入員期間に算入されますので、年金額が減少するようなことはありません。

免除される期間は産前休業を開始した日が属する月から産後休業または育児休業が終了した月の前月まで（終了した日が月末の場合はその月まで）です。

* 免除保険料：厚生年金基金に加入している事業主及び加入員が厚生年金保険料のうち国に納めることを免除される保険料
＝代行部分の掛金

～産前産後休業および育児休業を取得した方の掛金の免除～

